

小川富也税理士事務所だより

編集発行人
税理士・行政書士

小川富也

〒796-0068

八幡浜市浜之町180番地

TEL 0894-24-3355

FAX 0894-24-2882

暑中御見舞

令和4年盛夏

令和4年路線価は0・5%上昇 コロナの影響和らぎ回復傾向に

国税庁は、相続税や贈与税の算定基準となる令和4年分(2022年分)路線価(1月1日時点)を発表しました。全国約32万地点の標準宅地は、平均で前年に比べて0・5%上昇し、2年ぶりにプラスに転じた。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響が徐々に緩和され、人流の増加などの期待が集まった観光地や繁華街などでプラスに転じるなど、全体的に回復となりました。

47都道府県のうち上昇したのは20都道府県で、昨年の7道県から3倍近く増えました。一方、下落は27県で、昨年の39都道府県から減少しました。最も上昇率が高かった北海道は前年比4・0%上昇し、昨年の1・0%から上げ幅が拡大しました。再開発事業が進む地域などで値上がりが見られました。

都道府県庁所在地の最高路線価をみると、上昇したのは15都市となり、21年の8都市から2倍近くになりました。下落したのは16都市で、昨年

の22都市から減少。横ばいは16都市。今回の路線価は、オミクロン型が猛威を振るった「第6波」前の今年1月1日時点の価格。インバウンド(訪日外国人)の減少といった新型コロナウイルスの影響は続いているものの、3月に感染対策の行動制限が全面解除されて以降、足元では国内旅行者などの客足が回復傾向にあるとみられます。

一方、リモートワークの浸透などで、郊外の住宅地などで路線価が上昇する地点が目立ちましたが、都心のオフィス街は昨年に続いて下落しました。東京都心のオフィス街は空室率が高くなり、賃料が低下する傾向にあります。

2020年は、コロナの影響により一部地域で大幅な地価下落が確認されたため、路線価の減額補正が行われました。昨年は、大幅な地価の下落はなかったため、路線価の減額補正は実施されませんでした。今年も、現時点で減額補正を検討する予定はないとしています。

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2022」(骨太方針2022)を公表しました。

「骨太の方針」には、個人投資家向けの優遇税制「NISA」の抜本的拡充や、国民の預貯金を資産運用にシフトする仕組みの創設など、「資産所得倍増プラン」が盛り込まれました。

2020年にNISAの制度変更で投資可能期間は2028年まで延長されることになりましたが、期間限定であることに変わりはありません。

これに対して、今後、NISAの恒久化や投資限度額の引き上げなどが検討されています。

また、個人型確定拠出年金(iDeCo、イデコ)については、加入可能年齢が65歳未満までに引き上げられました(従来は60歳)。今後、企業の就業機会確保の努力義務が70歳まで延びていることを考慮し、さらに70歳まで引き上げることが検討されています。

現在、約2000兆円もの日本の

個人金融資産の半分以上は現金・預金です。このうち約6割は高齢者世帯が保有していると推計されています。これを株式などの投資に回し、投資先企業が成長すれば、家計には株の値上がり益や配当として恩恵を受けることができます。

一方、大和総研によると、金融資産が100万円未満の世帯は全世帯の2割を超えています。個人金融資産は高齢者層に偏在しており、投資への税優遇拡充は所得格差を一段と広げかねないという指摘もあります。

現役世代が長期にわたって資産形成に取り組むには、投資の原資となる賃金の上昇が不可欠といえます。働き手の稼ぐ力を高めるための支援策も同時に求められています。

今後、政府は具体的な内容を協議し、本年末に「資産所得倍増プラン」を策定する方針です。これを受けて与党の2023年度税制改正大綱に具体的な拡充内容が示される予定です。

「資産所得倍増プラン」策定へ NISA や iDeCo などの拡充検討 ～政府の「骨太方針 2022」～

「基幹3税」、いずれも増加

2021年度
一般会計税収

2021年度の国の一般会計税収が約67兆379億円となり、2年連続で過去最大を更新しました。

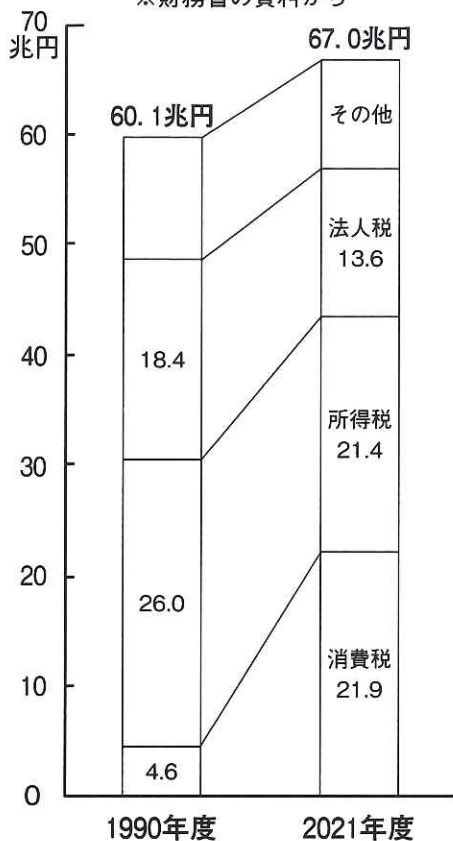
コロナ禍からの世界的な景気回復を背景に、企業業績や所得環境が改善し、所得税、法人税、消費税の「基幹3税」はいずれも増収となりました。

所得税収は前年度比2.2兆円増の21.4兆円、法人税収は2.4兆円増の13.6兆円、消費税収は0.9兆円増の21.9兆円となりました。

法人税の増加は、コロナ禍で落ち込んだ外需が回復し、輸出企業を中

国税収入の内訳の推移

※財務省の資料から



心に企業収益が拡大したためとみられます。円安進行も輸出企業には追い風となりました。所得税は雇用環境の改善や株高傾向を要因に増加しました。物価の上昇による消費額の増加は、消費税収の押し上げにつながったようです。

一方、昨年度は新型コロナウイルス対策として合わせて36兆円規模の補正予算を組んだ結果、一般会計の総額は140兆円を超えていて、依然として、60兆円程度を新規の国債発行で賄うという厳しい財政運営が続いています。

中小企業庁と中小機構が発表した2022年4-6月期の「中小企業景況調査」によると、全産業の原材料・商品仕入単価は、前期より12.6ポイント増の67.4と、2020年4-6月期を底に8期連続で上昇しました。特に製造業、建設業、卸売業で過去最高値となりました。

すべての産業で「経営上の問題点」として、「原材料・仕入価格の上昇」を1位にあげる企業が多く、原材料価格の高騰と価格転嫁の難しさを懸念する声が多く寄せられました。

帝国データバンクが企業の値上げ動向についてアンケート調査を行ったところ、4割超(42.3%)の企業が「2022年4月～5月の間にすでに値上げした」と回答(複数回答)。また「2022年6月に値上げした/する予定」は14.1%、「2022年7月～9月ごろに値上げ予定」は19.9%、「2022年10月～12月ごろに値上げ予定」は9.3%となり、企業は今後も値上げを考えていることが分かりました。

相次ぐ値上げ、今夏以降も 原材料価格が8期連続上昇

急激なコストアップが、企業努力で吸収できる限界を超え、値上げに踏み切ったとの声が多く聞かれました。

一方、「今後1年以内で値上げする予定はない」は7.4%、「値上げしたいが、できない」は14.6%でした。

値上げ動向を業種別で見ると、「飲食料品・飼料製造」が91.3%、「建材・家具、窯業・土石製品卸売」が89.1%、「飲食料品卸売」が88.5%となり、これらの業種で値上げが特に進んでいます。他方、「情報サービス」(12.0%)、「不動産」(29.6%)、「運輸・倉庫」(51.2%)の業種では、値上げを実施している企業の割合は低くなりました。

今後の値上げ状況は、円安の進行に伴う輸入物価の上昇や先行きの見通せないロシア・ウクライナ情勢、原油・原材料価格の高止まりも当面避けられそうありません。そのため、多方面からのコストアップに耐えきれなくなった企業による値上げは、今夏以降も続くことが予想されます。



全国的に広がる「法定外税」 自治体が独自に財源を確保

地方自治体が独自に財源を確保するために、条例に基づいて課税する「法定外税」導入の動きが全国で広がっています。

宿泊税や遊漁税など独自に制定

この動きの背景には、地方分権が進む中、2000年に地方税法が改正されたことで、より自治体が法定外税を導入しやすくなったという経緯があります。

2022年4月時点において16種類の法定外税があり、34都道府県と19市区町村が課税しています。

課税には総務大臣の同意が必要とされていますが、現在認められている法定外税としては、一部の都道府県が導入している「石油価格調整税」、「核燃料税」、「核燃料等取扱税」、「産業廃棄物税」、「宿泊税」(一部の市町村も)など、また、一部の市区町村が導入している「別荘等所有税」、「遊漁税」、「環境協力税」、「空港連絡橋利用税」といったものがあります。

ただし、法定外税の導入には、総務大臣の同意の前提となる要件が定められています。総務省によると、例えば、2001年に横浜市が新設しようとした「勝ち馬投票券販売税」に対し、同省は不同意としました。

地方税法では、法定外税導入の要件を、国の経済施策に反していないこととしています。馬券の販売利益は畜産振興に使われるため、これが国の経済施策にあたるとして農林水産省が反対したことが背景にあります。

■新たな法定外税を巡る動き

先般、岡山県美作市では「太陽光パネル税」の条例案が可決されましたが、課税対象のメガソーラー運営事業者の理解が十分ではないとして、総務省は市に対して再度協議するよう通知しました。

そのほか、滋賀県では「交通税」、山梨県では「地下水税」などの議論も出ています。今後、自治体によってどのような法定外税導入の動きがあるのか注目されています。

8月の税務と労務

一 税 務

- ★個人事業税の納付 (第1期分)
納期限…8月中において各都道府県の条例で定める日
- ★個人の道府県民税及び市町村民税の納付 (第2期分)
納期限…8月中において市町村の条例で定める日
- ★7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…8月10日
- ★6月決算法人の確定申告 (法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
申告期限…8月31日
- ★3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 (消費税・地方消費税)
申告期限…8月31日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 (消費税・地方消費税)
申告期限…8月31日
- ★12月決算法人の中間申告 (法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税) (半期分)
申告期限…8月31日
- ★消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告 (消費税・地方消費税)
申告期限…8月31日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告 (4月決算法人は2ヵ月分) (消費税・地方消費税)
申告期限…8月31日
- ★個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告
申告期限…8月31日

一 労 務

- ★健保・厚保の保険料の納付 納期限……8月31日

「利己主義」の反対に「利他主義」という言葉があります。

簡単に言えば、利己主義が自社の利益追求を第一に考えるなら、利他主義は自分より他人の利益や幸せを重要視することです。▼京セラ創業者の稲森和夫氏は、経営をする上で「利他の心を判断基準にする」と語っています。「利己」の心で判断すると、自分のことしか考えていないので誰の協力も得られない。そして視野も狭くなり、間違った判断をしてしまう。一方、利

利他主義

他の心で判断すると、まわりの人が協力してくれる。視野も広くなるので、正しい判断ができる」という考え方は、▼近年、「三方よし」という日本の経営観が見直されています。「三方よし」とは、「売り手よし」「買い手よし」「世間よし」のことです。自らの利益のみを追求することをよしとせず、顧客や取引先を含めた社会全体への貢献を重視した「三方よし」の精神は、利他主義の経営理念といえます。